

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

目標1 被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり

重点目標(1) 総合調整機能の強化		
具体的施策		実施状況
○ 佐賀県DV総合対策センターを中心とした連携の強化	佐賀県DV総合対策センターは、被害者の支援体制の強化及びDVの根絶を図るため、関係機関の連携を強化し、関係事業の総合調整を図ります。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターでは、婦人相談所をはじめ、法的支援として法テラス等、安全支援として警察、自立支援として県内市町や保健福祉事務所等との連携を強化してきた。
○ 佐賀県DV総合対策会議による対策の推進	佐賀県DV総合対策会議は、被害者への支援体制やDVの根絶を目的とした施策について、総合的に検討・調整し、佐賀県DV被害者支援基本計画（以下「県DV基本計画」という。）に即し方針・方策を決定します。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策会議では、関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等からの意見を集約し、佐賀県DV被害者支援基本計画に即した方針・方策を決定してきた。 ・佐賀県DV総合対策会議の開催：平成26年度3回、平成27年度2回、平成28年度2回、平成29年度2回
重点目標別の評価		
これまでのDV被害者支援において、関係機関との連絡・調整を行い、支援会議の開催と役割分担等がスムーズになるよう取り組んできました。引き続き、連携強化を図って参ります。佐賀県DV総合対策会議は、佐賀県におけるDV対策を推進する重要な会議として定着しています。予防・啓発も含めた具体的な支援策を決定するなど、今後もこの会議を活用していきます。		

重点目標(2) 県・市町の連携強化		
具体的施策		実施状況
① 本県におけるDV対策の整備推進		
○ 県の配偶者暴力相談支援センターによる連携及び支援	県の配偶者暴力相談支援センターは、DV被害の通報及び被害者の相談から一時保護、自立までの切れ目のない支援をするため、関係機関との連絡調整、ケース検討会議での検討などが円滑に進むよう連携体制の整備を促進します。あわせてストーカー行為の防止に関する県民向けの啓発を推進します。 また、心理的支援が必要なケースや処遇の難しい事案への対応、市町の求めに応じた助言等の支援体制の整備を推進します。 《男女参画・県民協働課》《婦人相談所》《母子保健福祉課》《県警本部》	県の配偶者暴力相談支援センターは、関係機関との連絡調整や、県内市町で開催するケース検討会議に出席するなど、切れ目のない支援に努めてきた。 また、処遇の難しい事案等については、佐賀県DV総合対策センター所長が関係機関と連携して対応し、市町の求めに応じて助言等を行った。
○ 県保健福祉事務所による調整及び支援	県保健福祉事務所は、管内の市町が実施するDV対策をはじめ、児童虐待対策や高齢者虐待対策などが円滑に進むよう、市町に対する情報提供や連携、ケースが管内の市町を跨ぐ場合の市町間の調整や県の配偶者暴力相談支援センターとの調整を行います。特に、福祉支援の伴うケースでは、居住地を所管する町と協働して対応します。 なお、居住地が市の場合には、各市の福祉担当課が対応します。 《保健福祉事務所》《男女参画・県民協働課》《母子保健福祉課》《婦人相談所》	県保健福祉事務所においては、管内のDV対策、児童虐待対策、高齢者虐待対策のため、関係機関との連携を行った。 また管内を跨ぐ場合は市町間の調整を行うとともに、県の配偶者暴力相談支援センターとの調整を行った。
② 市町におけるDV対策の整備推進		
○ 身近な行政主体としての施策の推進	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に市町の基本的な役割として示されている相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、自立に向けた継続的な支援体制の整備を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対し、相談窓口の設置について働きかけてきたが、現在9市町において相談窓口が未設置となっている。 ・女性相談窓口設置市町数：11市町 ・DV被害者支援市町連携会議の開催：年5回（全体会1回、保健福祉事務所圏域ごと4回） ・女性のための市町巡回相談の実施（相談窓口未設置の9市町に月1回及び重篤な相談については随時相談員を派遣） 相談件数：平成26年度延21件、平成27年度延34件、平成28年度延30件、平成29年度延44件
○ 市町DV基本計画策定の取組の推進	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対し、地域の実情に合わせ、啓発等によるDVの防止から被害者の支援まで、幅広い施策を展開するための市町DV基本計画がすべての市町において策定されるよう働きかけます。 また、県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町が市町DV基本計画を策定するに当たっては、国の基本方針に即し、かつ、県基本計画を勘案した内容となるよう、情報提供や適切な助言等により支援します。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対して、市町DV基本計画の策定に当たって、情報提供や助言等を行うなど支援を行い、全ての市町において市町DV基本計画が策定された。 ・DV基本基本計画策定市町数：20市町
○ 市町の配偶者暴力相談支援センター設置の推進	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対し、市町の配偶者暴力相談窓口支援センターの設置を働きかけます。 その際、設置に関する情報提供や助言等により、設置に向けた関係機関との連携が円滑に進むよう支援します。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対し、市町の配偶者暴力相談窓口支援センターの設置を働きかけてきたが、現在全ての市町において未設置となっている。
○ 既存の福祉施設等の十分な活用	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町が地域において自立支援を行うに際し、被害者の状況に応じて、保育所や母子生活支援施設への入所、既存施設の効果的な活用、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するように関係機関に対し、働きかけます。 《男女参画・県民協働課》《母子保健福祉課》《保健福祉事務所》《婦人相談所》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町が、被害者の状況に応じて、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用する場合等、各種制度を円滑に活用できるよう、関係機関に対し働きかけを行った。
○ 市町におけるワンストップサービス方式の導入	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対し、被害者の負担の軽減及び二次被害の防止を図るため、専門的な知識を有した相談員の配置や、被害者が1箇所で必要な申請手続き等を行うことができる「ワンストップサービス方式」の導入を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》《母子保健福祉課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、DV被害者支援市町連携会議等とおして、市町に対し、専門的な知識を有した相談員の配置や、被害者が1箇所で必要な申請手続き等を行うことができる「ワンストップサービス方式」の導入を働きかけてきた。 ・ワンストップサービスを導入：9市町 ・ワンストップサービスの導入までは至らないが、配慮している：7町
重点目標別の評価		
市町におけるDV被害者支援の取組実績は、質・量ともに充実してきたと言えます。ただし、相談件数の多寡によってその対応能力に差が生じていることは否めません。DV基本計画はすべての市町が策定をしました。今後は、相談窓口未設置市町の窓口設置を働きかけていきます。20市町すべてのDV被害者支援策を推進・充実する意味でも、ケースによっては、県関係部局及びDV総合対策センターが中心的な役割を担うことも必要です。今後は、個別具体的なケースの対応について、その情報蓄積と共有を行い、さらに実績を積んで参ります。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(3) 関係機関・団体の連携強化		
	具体的施策	実施状況
○ 警察等におけるDV対策の整備・充実	警察をはじめ県や市町、及び関係機関は、DV防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律等その他の法令の定めるところにより、暴力の防止、被害の発生を防止するために必要な措置、被害者の一時的な保護など適切な支援等について、整備・充実を図っていきます。特に、DVやストーカー行為の中には、殺人など重篤ケースに発展するものがあり、県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターでは、被害防止に取り組むとともに、県民に対する啓発を推進していきます。《男女参画・県民協働課》《くらしの安全安心課》《県警本部》《母子保健福祉課》《婦人相談所》《各市町》	警察をはじめ県や市町、及び関係機関は、暴力の防止、被害の発生を防止するために必要な措置、被害者の一時的な保護などの支援等について、整備・充実を図ってきた。 また、県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、DVやストーカー行為の被害防止に取り組むとともに、女性に対する暴力防止講演会を開催するなど、県民に対する啓発を推進してきた。 ・女性のための相談電話（レディースステーション）：県内6か所 ・VS協議会（犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会）：年1回 ・カウンセリング研究会：年1回
○ 市町教育委員会及び学校、保育所等におけるDV対策の整備推進	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町教育委員会及び学校、保育所等が子どもを通してDVを発見した場合に、警察もしくは県の配偶者暴力相談支援センターへ適切に通報し、また、被害者の子どもへの接近禁止命令が発せられた場合に十分な対応ができるよう、関係者への研修等を通して働きかけていきます。《男女参画・県民協働課》《学校教育課》《母子保健福祉課》《子ども未来課》《婦人相談所》《児童相談所》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町教育委員会及び学校、保育所等が子どもを通してDVを発見した場合に、警察もしくは県の配偶者暴力相談支援センターへ通報し、また、被害者の子どもへの接近禁止命令が発せられた場合に十分な対応ができるよう、DV被害者支援市町連携会議などとして、関係者へ働きかけてきた。 ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回 ・市町DV出張研修の実施：平成26年度7市町、平成27年度10市町、平成28年度9市町、平成29年度6市町 ・中学生向け予防教育事業（教職員対象）の実施：平成26年度26校、平成27年度18校、平成28年度19校、平成29年度15校 ・中学生向け予防教育等講師養成講座の実施：平成26年度2回、平成27年度2回、平成28年度2回、平成29年度2回 ・児童・生徒に対するDVの発見・支援事業の実施：平成26年度4回、平成27年度3回、平成28年度4回、平成29年度1回
○ 人権擁護機関におけるDV対策の連携強化	法務省の人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談」などにより相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け又は受けるおそれがある旨の申告があった場合には、必要に応じて、援助や通告などの適切な措置をとるよう努めます。 また、法務省の人権擁護機関が相談や申告を受け、DV事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、県の配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介等の援助を行うとともに、加害者に対しては事案に応じ、納得が得られるように説明したり、啓発を行うことにより被害者の保護、救済に努めているところであり、県関係部局や関係機関との連携強化を推進します。《佐賀地方法務局人権擁護課》	法務省の人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談」などにより相談を受け付けている。 また被害者から、人権侵犯による被害を受け又は受けるおそれがある旨の申告があった場合には、必要に応じて、援助や通告などの適切な措置をとるよう努めている。 法務省の人権擁護機関が相談や申告を受け、DV事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、県の配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介等の援助を行った。
○ 裁判所における被害者支援の理解と協力	佐賀県DV総合対策センターは、裁判所の職員や調停委員等に対し、被害者に対する配慮、被害者の心理、被害者と子どもの心のケア等についての研修を実施し、被害者への理解と被害者の支援に対する協力を求めています。《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、裁判所が実施する研修会に講師を派遣するとともに、裁判所職員や調停委員等との意見交換を行い、被害者への理解と被害者の支援に対する協力を求めています。
○ 医師会及び医療機関における被害者支援の理解と協力	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、佐賀県DV総合対策センターは、医師会及び医療関係者に対し、研修などによるDVへの理解の促進に努めるとともに、被害者を発見した場合の通報体制の整備について、協力を求めています。 また、被害者の治療に際しては、被害者の個人情報の保護や被害者やその子どもに対する心のケアについては、関係機関が更に連携するよう、引き続き協力を求めています。《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、医師会及び医療関係者に対し、DV関係機関相談員研修などを通して、DVへの理解の促進に努めた。 また、被害者を発見した場合の通報体制の整備について、協力を求めた。 被害者の治療に際しては、性暴力被害者支援事業の委託機関である。さがmiraiや連携機関等にも協力を求めてきた。 ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回 ・性暴力被害者支援研修会：年1回
○ 弁護士会及び弁護士における被害者支援の理解と協力	被害者が保護命令を申し立てる場合や離婚、婚姻費用等の問題を解決する場合に法的な支援は重要であることから、佐賀県DV総合対策センターは、佐賀県弁護士会及び弁護士並びに日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携し、被害者支援について協働していきます。 また、性暴力被害者支援の法律相談についても同様に協働していきます。《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは佐賀県DV総合対策会議の委員である。佐賀県弁護士会や日本司法支援センター（法テラス）と連携して、被害者支援に取り組んできた。 ・女性の権利110番 ・婦人相談員との合同研修会 ・アバンセ女性総合相談（法律相談：月2回）
重点目標別の評価		
警察のDV対策は、緊急時の被害者の安全確保のみならず、加害者に直接関わることで抑止効果があり、全国的に体制強化が図られてきました。また、教育機関におけるDVや面談DVの子どもの影響の理解が進んでおり、警察と教育機関の取組が充実することで、子どもの安全確保とその後の支援の検討ができています。 人権擁護機関における電話・面接による相談も適切に対応しています。医療機関においては、医師会主催の研修や、個別医療機関の院内研修実施などが実績として蓄積されています。今後は、さらに医療者の理解が進むように、研修対象者を広げるなどの取組が必要です。DV被害者支援における相談等では、弁護士会や法テラスの協力は不可欠なものとなっています。さらに連携を深めて参ります。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(4) 関係地域ネットワークの連携強化		
	具体的施策	実施状況
○ DVと関連の深いネットワークとの連携強化	佐賀県DV総合対策センターはネットワーク間の情報交換などを推進するとともに、合同のケース検討会議などを実施し、問題が複合する困難事例に適切に対応できる体制の整備に努めます。 《男女参画・県民協働課》《こども未来課》《長寿社会課》《保健福祉事務所》《婦人相談所》《児童相談所》	佐賀県DV総合対策センターは、関係機関との情報交換を行い、必要に応じて合同のケース検討会議を実施した。 ・要保護児童対策地域協議会の設置：20市町 ・地域包括支援センターの設置：47ヶ所 ・佐賀県子ども・若者支援地域協議会の開催：年1回以上
重点目標別の評価		
DV被害者支援の個別具体的なケースの多くで、貧困やその他の暴力などの複合的な困難が、一つの家庭に内包化することが見えてきており、DVと関連の深いネットワークとの連携強化に取り組んできました。今後も引き続き連携を強化し、このような家庭の支援の視点を共有するため、ケース会議の活発な開催を行いながら具体的支援に取り組んで参ります。		

重点目標(5) DV被害者支援民間グループとの連携等		
	具体的施策	実施状況
○ DV被害者支援民間グループとの連携強化	佐賀県DV総合対策センターは、研修会等を通して、DV被害者支援民間グループと情報交換などを行い、連携強化を推進していきます。 また、被害者支援においては、住宅の確保、就労支援、生活支援、啓発、研修、心のケアなど幅広い分野で、県民協働の事業展開を図ります。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、佐賀県DV総合対策会議の構成員である認定特定非営利法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISSと情報交換をするなど、連携強化に取り組んだ。 また、佐賀県DV総合対策センターでは、DV被害者が自立していくため、一時的に入居するステップハウスを確保するなど、被害者支援を行った。
○ DV被害者支援民間グループへの支援	佐賀県DV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループに対し、活動支援や助言・情報提供、人材育成などの支援に努めます。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、国際ソロプチスト佐賀有明が行う街頭でのデートDV防止等に関するチラシ配布の啓発活動に同行するなどの支援を行った。 ・県内DV被害者支援民間団体等の活動支援の実施：平成26年度6団体、平成27年度6団体、平成28年度5団体、平成29年度2団体
重点目標別の評価		
関係民間団体に対する研修等の情報提供や具体的な支援策を検討するなど、連携を強化してきました。引き続き、取組を充実させて参ります。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(6) 二次被害を起こさない支援体制の強化		
具体的施策		実施状況
① 関係機関の統一した対応体制の整備		
○ 「DV被害者支援マニュアル」の活用推進	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止できるよう「DV被害者支援マニュアル」の活用及び佐賀県DV総合対策センターが主催する各種研修の活用を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町DV出張研修などを通して、DVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止できるよう啓発を行った。 また、市町DV出張研修を活用していない市町に対して、今後活用するよう働きかけた。 ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回 ・市町DV出張研修の実施：平成26年度7市町、平成27年度10市町、平成28年度9市町、平成29年度6市町
○ 「佐賀県DV相談共通シート」の活用推進	県の配偶者暴力相談支援センター等のDV相談窓口では、被害者の負担を軽減し二次被害を防止するため、「佐賀県DV相談共通シート」を活用しています。 県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、関係機関やDV被害者支援民間支援グループにおいても、その活用を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》〈母子福祉保健課〉〈婦人相談所〉	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町DV出張研修などを通して、「佐賀県DV相談共通シート」の活用を働きかけた。 ・市町DV出張研修の実施：平成26年度7市町、平成27年度10市町、平成28年度9市町、平成29年度6市町
○ 二次被害の実態の把握と関係機関に対する周知	佐賀県DV総合対策センターが二次被害の訴えを把握した場合は、当該二次被害の実態を確認・整理し、関係機関へ周知することにより、更なる二次被害の発生防止に努めます。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センター主催の研修や関係機関主催の研修において、同センターが講師を引き受ける場合は、必ず二次被害に関する注意喚起を行った。
② 関係機関に対する研修等の推進		
○ 市町等の窓口担当者等に対する研修の推進	佐賀県DV総合対策センターは、市町等の窓口担当者等に対し、DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、市町等に対し定期的な研修の実施を働きかけます。 研修の実施に当たっては、講師の派遣や助言、情報提供などの支援に努めます。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、市町等の窓口担当者等に対し、DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、市町DV出張研修を実施した。 ・市町DV出張研修の実施：平成26年度7市町、平成28年度9市町、平成27年度10市町、平成29年度6市町
○ DV被害者支援市町連携会議による情報の共有促進	DV被害者支援市町連携会議において、各市町における被害者対応についての課題を協議し、相互の認識を深めるとともに情報の共有化と支援の際の連携を促進します。 《男女参画・県民協働課》〈保健福祉事務所〉〈婦人相談所〉	佐賀県DV総合対策センターでは、DV被害者支援市町連携会議を全体会として第1回目に開催し、第2回から第4回目を各保健福祉事務所圏域で開催し、関係機関の相互認識を深め、情報の共有化と支援の際の連携に努めた。 ・DV被害者支援市町連携会議の開催：年5回（全体会1回、保健福祉事務所圏域ごと4回）
○ 県職員に対する研修の実施	県職員に対しては、女性や障害者、外国人等の人権に十分に配慮することができるよう職員研修を実施します。 《人権・同和対策課》〈男女参画・県民協働課〉	「人権・同和問題職場研修実施要領」に基づき、県庁内の各所属において、同問題をはじめとするあらゆる人権問題についての職場研修を年度内に1回以上実施している。
○ ケース検討会議等の開催による相談対応の充実	県の配偶者暴力相談支援センター及び関係機関は、個別の事案に対応するため、関係機関によるケース検討会議等を開催し、実務者レベルでの認識・情報の共有化や連携を強化します。 《男女参画・県民協働課》〈母子保健福祉課〉〈保健福祉事務所〉〈婦人相談所〉〈児童相談所〉	県の配偶者暴力相談支援センター及び関係機関は、個別の事案に対応するため、関係機関によるケース検討会議等を開催し、情報の共有化や連携強化を図った。
○ 医療関係者に対する研修の推進	被害者の早期発見と被害者への情報提供を進めていくために、佐賀県DV総合対策センターは、医師会・弁護士会・福祉関係部署等の協力を得て、専門職者に対し、研修の実施を働きかけます。 《男女参画・女性の活躍推進課》	佐賀県DV総合対策センターは、医療関係者等を対象に、DV関係機関相談員向け研修を開催した。 ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回 ・性暴力被害者支援研修会：年1回
○ 弁護士等に対する研修の推進	佐賀県DV総合対策センターは、弁護士会や裁判所の協力を得て、弁護士や裁判所の関係者に対し、研修の実施を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、検察庁主催の研修会において、関係者を対象とした研修を実施した。
○ 福祉関係者に対する研修の推進	佐賀県DV総合対策センターは、福祉関係部局等の協力を得て、介護支援専門員（ケアマネージャー）や訪問サービス提供者、民生委員・児童委員等に対し、研修の実施を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》〈長寿社会課〉〈地域福祉課〉	佐賀県DV総合対策センターは、介護施設職員や民生委員・児童委員に対して研修を実施した。 ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回
③ 苦情処理の適正化・迅速化		
○ 関係機関による苦情処理の対応	関係機関は、被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申し出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、説明を行います。 また、本県における二次被害の実態の把握と、他機関での二次被害を防ぐため、二次被害が生じた事実を佐賀県DV総合対策センターへ報告するよう努めます。 《男女参画・県民協働課》〈母子保健福祉課〉〈婦人相談所〉	関係機関は、被害者からの苦情の申し出を受けたときは、概ね適切かつ迅速に対応し、可能な限り、処理結果を申し出人に説明を行った。
○ 苦情処理制度の周知	苦情処理制度が設けられている関係機関は、その制度の周知に努めます。	苦情処理制度が設けられている関係機関は、法令や条例等についての普及啓発の機会を捉えて、その制度の周知に努めた。
重点目標別の評価		
被害者に対する二次被害防止を目的に、佐賀県DV総合対策センターで行う職務関係者向け研修のすべての内容に、DVの基礎的理解と二次被害防止を盛り込んでいます。今後さらに、DV被害者支援マニュアルの活用とDV相談共通シートの活用を推進し、それらの相談ツールの充実を図って参ります。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(7) 窓口における加害者対応・秘密保持		
	具体的施策	実施状況
○ 警察機関による加害者への対応	加害者と認知した場合には、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者へ指導、警告を行うなど被害を防止するための積極的な措置を行います。 また、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力も同様に防止に努め、暴力を目撃するなどDVに巻き込まれる子どもの発見、保護については児童相談所との連携を行います。 《県警本部》〈母子保健福祉課〉〈児童相談所〉	警察機関では、加害者と認知した場合には、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者へ指導、警告を行うなど被害を防止するための措置を行った。 また、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力も同様に防止に努め、暴力を目撃するなどDVに巻き込まれる子どもの発見、保護については児童相談所との連携に努めた。
○ 県の配偶者暴力相談支援センターや一時保護施設等における警察への通報体制整備と情報管理	加害者が被害者を捜して、県の配偶者暴力相談支援センターや一時保護施設、市町、医療機関等を訪問することも想定されます。これらの機関は、警察に迅速に通報できるような体制整備を図ります。 また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を推進します。 《男女参画・県民協働課》〈県警本部〉〈母子保健福祉課〉〈婦人相談所〉	県の配偶者暴力相談支援センター等は、警察に迅速に通報できるような体制整備に努めた。 また、関係機関は、被害者の情報が加害者に漏れないよう厳格な情報管理体制に努めた。
○ 諸手続における情報管理の徹底	関係機関は、住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が市町間において遺漏なく行われ、その他の諸手続において発生する被害者の住所変更や納付書の送付先等が、加害者に漏れないよう情報管理の徹底に努めます。 《男女参画・県民協働課》	関係機関は、被害者の住所変更や納付書の送付先等が、加害者に漏れないよう、住民基本台帳事務における閲覧制限など、情報管理の徹底に努めた。 ・市町DV出張研修の実施：平成26年度7市町、平成27年度10市町、平成28年度9市町、平成29年度6市町 ・住民基本台帳支援措置事務担当者研修の実施：平成29年度1回
重点目標別の評価		
DV被害者や子どもを探索する目的で役所や関係機関に加害者が訪れる可能性について周知を行い、公表されている漏えい事例等を使い、より具体的な研修を実施してきました。また、市町職員研修のみならず、住民基本台帳支援措置事務担当者向け研修も実施しました。引き続き、これらの研修を実施し、内容を充実させて参ります。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

目標2 DV被害の通報及び被害者の相談から保護・自立における一貫かつ継続した支援体制づくり

重点目標(8) DV被害の発見・通報体制の整備・充実		
具体的施策		実施状況
① DVの発見、通報の周知等		
○ 医療関係者による通報等の協力	佐賀県DV総合対策センターは、医師会及び医療関係者に対し、被害者が受診した場合の県の配偶者暴力相談支援センターや警察への通報手順の周知や、被害者の相談窓口に関する情報提供など、適切な対応ができるよう協力を求めています。 佐賀県DV総合対策センターは、「医療関係者ハンドブック」を活用した研修などを実施し、DVへの理解と協力を求めています。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、医師会主催の研修会講師や個別医療機関の院内研修などを実施することにより、DVへの理解と通報等の協力を求めてきた。 ・個別医療機関の院内研修の実施：年1回
○ 介護支援専門員等による通報等の協力	介護支援専門員(ケアマネジャー)や訪問介護サービス提供者、民生・児童委員などは、居宅を訪問した際にDVを目撃することもあり、相談援助や対人援助を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあります。 佐賀県DV総合対策センターは、介護支援専門員や訪問介護サービス提供者、民生・児童委員などに対し、被害者の意思を尊重しながら、市町の地域包括支援センターや福祉関係部局、県の配偶者暴力相談支援センター、警察への通報、被害者への相談窓口等の適切な情報提供を行うよう協力を求めています。 また、佐賀県DV総合対策センターは、介護支援専門員等に対する研修等の実施を通して、DVへの理解と通報等への協力を求めています。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、介護施設職員や民生委員・児童委員に対する研修を通実施することにより、DVへの理解と通報等の協力を求めてきた。 ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回
○ 学校、保育所等での発見及び通報等	学校、保育所等においては、子どもの虐待の発見と同時に母親のDV被害に気づくこともあることから、県の配偶者暴力相談支援センターや警察への通報、被害者への相談窓口等の適切な情報提供に努める必要があります。 県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターにおいては、学校等に対し児童・生徒のDVの発見や支援に資するための研修等を実施し、校内等において支援体制の整備を進め、教職員等のDVの理解と周知及び支援の具体化に努めます。 《男女参画・県民協働課》《学校教育課》《こども未来課》《母子保健福祉課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、児童・生徒のDVの発見や支援に資するため、中学生向け予防教育事業において、教職員や保護者を対象とした研修を実施した。 ・中学生向け予防教育事業(教職員対象)の実施：平成26年度26校、平成27年度18校、平成28年度19校、平成29年度15校 ・中学生向け予防教育事業(保護者対象)の実施：平成26年度15校、平成27年度14校、平成28年度11校、平成29年度11校 ・児童・生徒に対するDVの発見・支援事業の実施：平成26年度4回、平成27年度3回、平成28年度4回、平成29年度1回
○ 県民への啓発及び周知	県民が被害者を発見した場合には、県の配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報していただくことや被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていただくことが重要であるため、県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町の協力を得て、様々な団体や企業等に対する研修、講演会の実施などにより、県民に対し、幅広く啓発に努めています。 《男女参画・県民協働課》《母子保健福祉課》《婦人相談所》	情報誌「アバンセNOW」への記事掲載：年4回 ・女性に対する暴力防止講演会の開催：年1回 ・女性のための護身術講座の開催：年1回 ・DV防止啓発展示の実施：年1回(佐賀県庁県民ホール、アバンセ展示ギャラリー、佐賀大学) ・バーブルライトアップの実施：平成29年度(佐賀県庁・アバンセ)
② 通報等への対応		
○ 県の配偶者暴力相談支援センターの対応	県の配偶者暴力相談支援センターは、夜間、休日を問わず、通報に対応できるように体制を整備しています。 また、被害者に対する危険が急迫している場合や子どもが同居する家庭の場合で通報の内容から児童虐待に当たると思われる事案等に対応できるよう、警察や児童相談所等との連携を図ります。 《男女参画・県民協働課》《婦人相談所》《母子保健福祉課》《児童相談所》	県の配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所)は、夜間、休日を問わず、通報に対応できるように体制を整備している。 被害者に対する危険が急迫している場合や、子どもが同居する家庭の場合で通報の内容から児童虐待に当たると思われる事案等に対応できるよう、警察や児童相談所等との連携を図った。
○ 警察の対応	警察は、夜間・祝日時においても、宿直体制において犯罪の制止や検挙等の措置を講じているほか、相談への対応をしており、引き続き被害者の立場に立って対応するとともに、昼夜問わず職員が適切な対応を取れるよう徹底を図ります。 《県警本部》	警察は、夜間・祝日時においても、宿直体制において犯罪の制止や検挙等の措置を講じた。 また、被害者の立場に立って対応したとともに、昼夜問わず職員が適切な対応を取れるよう徹底を図った。
重点目標別の評価		
これまで職務関係者を中心にDVに関する研修を実施してきました。また、啓発展示や刊行物を通して県民に対して周知及び啓発も行ってきました。これらの取組の蓄積は、DVの発見や通報につながることが期待されますので、地道な研修活動を続けて参ります。また、県の配偶者暴力相談支援センターと警察は、専門的な対応のできる機関として、通報等の対応を適切に行います。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(9) 相談体制の整備・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 市町における相談体制の整備	国の基本方針においては、市町の役割の一つに相談窓口の設置が示されており、県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、相談窓口を設置していない市町に対し、設置を働きかけていくとともに、設置市町に対しては、他の市町に居住する住民からの相談にも対応するよう協力を求めます。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町に対し相談窓口の設置について働きかけてきたが、現在9市町において相談窓口が未設置となっている。 ・女性相談窓口設置市町数：11市町 ・女性のための市町巡回相談の実施（相談窓口未設置の9市町に月1回及び重篤な相談については随時相談員を派遣） 相談件数：平成26年度延23件、平成28年度延30件、平成27年度延34件、平成29年度延44件
○ 県保健福祉事務所における相談体制の整備	県保健福祉事務所は、相談窓口として被害者の相談に対応するとともに、関係市町との協力による被害者支援や、所管する地域の生活保護等福祉支援についての相談、必要に応じて市町をはじめ関係機関との調整を行います。 《保健福祉事務所》	県保健福祉事務所は、相談窓口として被害者への相談対応や、所管する地域の生活保護等福祉支援を行うなど、市町をはじめ関係機関との調整を行った。
○ 警察における相談体制の整備	警察において被害者の相談を受ける場合には、被害者支援に関して研鑽を積んだ警察職員が対応できるよう努めており、引き続き体制の整備を進めます。 《県警本部》	警察において被害者の相談を受ける場合には、被害者支援に関して研鑽を積んだ警察職員が対応するよう努めた。
○ 広報誌などによる相談機関の情報提供	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、広報誌等により、相談機関等の情報提供を積極的に進めるとともに、各市町に対して、広報等を通して情報提供を行うよう働きかけていきます。 また、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した情報提供を進めていきます。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、県民だよりやアバンセNOWなどの広報誌、HPなどを活用し、相談機関に関する情報提供を行った。 県政記者室等への投げ込み等により、新聞やテレビなどのマスメディアを活用した情報提供を行った。 ・情報誌『アバンセNOW』への記事掲載：年4回
○ 性暴力被害者のための相談体制の整備	性暴力被害者のための相談窓口として、「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」及び「アバンセ女性総合相談窓口」の2つの窓口で相談を受けています。必要な医療措置や精神的支援についても関係機関と方法や内容を検討し、被害者の心身の回復に資するような支援体制を整備するよう努めます。 《男女参画・県民協働課》	性暴力被害者のための相談窓口として、「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」及び「アバンセ女性総合相談窓口」の2つの窓口で相談を受けつけた。 必要な医療措置や精神的支援については、「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」と連携し、被害者の心身の回復に努めたほか、さがmiraiの支援拡充について検討を行った。 ・性暴力救援センター・さが（さがmirai）の設置・運営
○ 相談員の育成とケアの充実	相談窓口を設置している相談機関は、被害者が安心して相談できるよう相談員の専門性を高めます。具体的には、DV被害者支援に関する諸手続の知識や、適切な支援を行うための技能の取得ができるように、機会をとりえて実践的な研修への参加の促進や、実施している研修内容を更に充実させるようにします。また、被害者の相談が多様で深刻な場合が多いために、相談員がバーンアウト（燃え尽き）しないよう、相談員の心身のケアに努めるとともに、適正な人員配置や安全対策に配慮するなど、相談体制の一層の充実に努めます。 《男女参画・県民協働》〈母子保健福祉課〉〈保健福祉事務所〉〈婦人相談所〉	DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、DV関係機関相談員向け研修を実施した。 また、相談員の心身のケアのため、臨床心理士による個人面談を行うとともに、相談員の適正配置に努めた。 ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回
重点目標別の評価		
DV被害者支援の充実には、相談体制の充実が欠かせません。特に複合的な困難を抱えるケースなどは、連携のあり方も重要な支援の要素になるため、相談員の育成と体制整備に取り組んで参りました。身近な行政主体である市町の相談窓口設置は、11市町まで増えましたが、9市町は未設置状態が続いています。引き続き、相談窓口設置の要請を続けていきます。 性暴力救援センター・さが（さがmirai）の取組は、全国の性暴力救援センター設置のモデルとして情報発信を行ってきました。さらに支援内容を充実します。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(10) 保護体制の整備・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 一時保護の受入体制の整備	婦人相談所は、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整備しています。 今後は、被害者本人の状況、同伴する家族の有無等を勘案し、一時保護所のほか婦人保護施設、母子生活支援施設、一時的な避難場所等状況に応じ、被害者の安全の確保と自立支援等適切な対応ができるよう、受入施設との連携を推進します。 《婦人相談所》〈母子保健福祉課〉	婦人相談所は、夜間、休日を問わず、関係機関と連携して、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、一時保護の要否判断を速やかに行った。
○ 一時保護所の整備・充実	住環境は、被害者の心身の安定や回復に大きな影響をもたらします。県関係部局及び婦人相談所は、入所する被害者の生活の質を維持できるよう配慮します。また、住環境の充実を図るため、入所者からの意見を参考に整備を進めます。 《婦人相談所》〈母子保健福祉課〉	一時保護所の整備については、入所者等の意見などを参考に整備した。
○ 一時保護時の被害者への支援体制の整備	婦人相談所は、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医学的又は心理学的な援助を行うなど、医師、心理判定員、婦人相談員等関係する職員が連携した対応体制の整備を推進することにより心身の健康に配慮した支援を行います。 《婦人相談所》〈母子保健福祉課〉	婦人相談所は、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医学的又は心理学的な援助を行った。
○ 外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備	県関係部局及び婦人相談所は、外国人や高齢者、障害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、外国人に対する通訳体制の整備や、虐待に関する相談・対応通報の呼びかけなど、関連法に基づく支援体制の整備を推進します。 《男女参画・県民協働課》〈国際交流課〉〈障害福祉課〉〈長寿社会課〉〈母子保健福祉課〉〈婦人相談所〉	県関係部局及び婦人相談所は、虐待に関する相談・対応通報の呼びかけるなど、被害者に対する支援を行った。 なお、外国人からの相談については、実際に相談を受けることは少なかったが、(公財)佐賀県国際交流協会と連携することにより、多言語の相談を受ける体制は整っている。
○ 同伴する子どもへの対応	婦人相談所は、同伴する子どもについてはDV被害者として支援を行い、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、児童相談所と連携を図り、適切な支援が実施できるよう体制の整備を推進します。 《婦人相談所》〈母子保健福祉課〉〈児童相談所〉	婦人相談所は、同伴する子どもについてはDV被害者として支援を行うとともに、児童相談所とも連携を図った。
○ DV被害者支援等民間グループによる一時的な避難場所に対する支援	佐賀県DV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループが被害者支援のために一時的な避難場所を設置運営する場合は、助言や情報提供など設置運営に必要な支援をします。 《男女参画・県民協働課》	現在のところ、DV被害者支援等民間グループによる、一時的な避難場所は設置されていない。
○ 緊急時における安全の確保	本県は、DV被害者が緊急に保護を求めてきた機関から、一時保護施設に移る際など緊急時における被害者の安全の確保について、必要かつ適切な対応をとることができるように整備を進めます。 また、佐賀県DV総合対策センターは、各種研修を通して、安全確保への理解と協力を求めています。 《男女参画・県民協働課》〈母子保健福祉課〉〈婦人相談所〉	県の配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者が緊急に保護を求めてきた機関から、一時保護施設に移る際などに、被害者の安全が確保できるよう、警察等関係機関への連絡体制を整備した。 また、佐賀県DV総合対策センターは、婦人保護に関する研修などの協力をを行い、関係機関に対して安全確保への理解と協力を求めた。
○ 加害者への対応体制の整備	県の配偶者暴力相談支援センター及び市町は、被害者の緊急一時保護や施設入所などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して安全策を講ずるなどの体制の整備を推進します。 《男女参画・県民協働課》《婦人相談所》〈県警本部〉〈母子保健福祉課〉	県の配偶者暴力相談支援センター及び市町は、被害者の緊急一時保護や施設入所などの際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して安全策を講じて対応した。
重点目標別の評価		
DV被害者の相談・保護等の一連の流れがスムーズになるよう、特に保護に携わる職務関係者は、その研鑽に努め、DV被害者と子どもの安全確保に努めて参りました。引き続き、これらの取組を継続し、その後の自立につながるよう、被害者と子どもの心身の回復に努めます。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(11) 自立支援体制の整備・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 自立支援のための連携	市町、県保健福祉事務所及び関係機関は、福祉制度など様々な制度を活用し、被害者の自立に向けた継続した支援ができるよう連携に努めます。 《男女参画・県民協働課》〈地域福祉課〉〈母子保健福祉課〉〈保健福祉事務所〉	市町、県保健福祉事務所及び関係機関は、福祉制度などを活用して、被害者の自立に向けた支援を行った。
○ DV被害者支援民間グループとの協働による住宅確保	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、ステップハウス、保証人不要のアパートなどの多様な住宅確保策を、DV被害者支援民間グループと協働して進めます。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、被害者の自立支援に向けたステップハウスの確保を行っており、市町においても多様な住宅確保に努めている。
○ DV被害者支援民間グループとの協働による生活物資の支援	被害者の中には、着の身着のままで家を出たために、衣類や布団などの日常生活に必要なものを持ち出すことができない被害者もいます。 県関係部局及び県の配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者支援民間グループの協力を得ながら、衣類等の生活物資を提供できる仕組みづくりを推進します。 《男女参画・県民協働課》	DV被害者支援民間グループの協力を得ながら、衣類等の生活物資を提供できる仕組みの構築には至らなかったが、アバンセ基金から、生活物資等の購入支援を行った。
○ 就業等の支援体制の整備	被害者の自立を支援する上で、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要です。 県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所（ハローワーク）、職業訓練施設等と就業支援についての情報提供と助言を行い、事情に応じ、当該関係機関と連絡調整を行う体制の整備を推進します。 特に、若年女子の就労支援については、ヤングハローワークSAGAやジョブカフェSAGA、若者を支援する民間グループ等と協働し、総合的な支援を行います。 《男女参画・県民協働課》〈雇用労働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所（ハローワーク）、職業訓練施設等と就業支援についての情報提供と助言を行った。また、生活困窮者自立支援制度における支援機関との連携も行った。
○ 弁護士会や日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携した法的支援の充実	被害者が自立した生活を送るためには、保護命令の申立、離婚調停手続き、子どもに面接するための交渉、多重債務問題など、解決すべき様々な法的問題があります。 県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、弁護士会や日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携し、無料の法律相談や民事法律扶助業務などの情報提供や助言により、被害者が法的手続きを円滑に行うことができるよう支援体制の整備を推進します。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、弁護士会や日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携し、被害者に対して、無料の法律相談や民事法律扶助業務などの情報提供や助言を行った。
○ 心のケア等支援プログラムの充実	一時保護施設では被害者の意向を尊重し問題解決を図る努力をしていますが、被害者が抱える問題は多様であり、一人ひとりの事情に応じた支援プログラムが必要です。 自立に向けた、支援プログラムの改善充実を図ります。 《婦人相談所》〈母子保健福祉課》	一時保護施設では、女性臨床心理士による相談を行い、一人ひとりの事情を把握し、ケース毎にきめ細やかな支援を行った。

重点目標別の評価
複合的な困難を抱えるDVケースは、その困難の一つに経済的な困窮を抱えていることが多くあり、解決の糸口となるよう自立支援に向けた取組を進めてきました。これらの支援が必要なDV被害者女性には、同時に精神的な問題も抱えており、ケース毎にきめ細やかな支援が適時必要です。これらの支援が充実するよう今後も取り組んで参ります。

重点目標(12) 広域的な連携の強化		
	具体的施策	実施状況
○ 広域的な対応体制の整備	婦人相談所は、被害者が県外の一時保護所や施設入所を希望した場合には、広域措置が円滑に行えるよう、他の都道府県や県外市町村との一層の連携の強化に努めます。 《婦人相談所》〈母子保健福祉課》	婦人相談所は、被害者が県外の一時保護所や施設入所を希望した場合には、他の都道府県や県外市町村と連携して対応した。

重点目標別の評価
DV被害者が、その自立のため県外に移動することもあり、婦人相談所を中心に取り組んできました。今後は、元の居住地である県内市町の支援の充実と、県外自治体との連携が重要になります。併せて取り組んで参ります。

重点目標(13) 被害者とその子どもに対する継続的な心理的支援		
	具体的施策	実施状況
○ 継続した支援のための連携	市町、県保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関は、必要に応じ、被害者やその子どもに対する見守りを行うとともに、状況に応じた対応ができるよう連携に努めます。 県の配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じて関係機関に対し情報提供や助言等に努めます。 《男女参画・県民協働課》〈婦人相談所〉〈保健福祉事務所〉〈母子保健福祉課〉〈児童相談所〉〈学校教育課》	被害者やその子どもに対し、市町、県保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関は、必要に応じた支援を継続して行い、県の配偶者暴力相談支援センターは、その関係機関に対して情報提供や助言等を行った。
○ 心理的支援プログラムの実施及び改定	被害者とその子どもの置かれている状況や心理状態に合った被害者支援プログラムの実施が望まれています。 佐賀県DV総合対策センターでは、一時保護中の母親とその子どもに対する心理的支援プログラムの実施と、更に、同プログラムが効果的なものとなるよう心理臨床の専門家や有識者に意見を聴きながらプログラムの適時改定を行います。また、そのプログラムの中でも、被害者に対し必要な各種制度や、住民サービスについての情報を提供し、不安の軽減や、自立に向けた支援の一助となるよう努めます。 《男女参画・県民協働課》	被害者とその子どもの置かれている状況や心理状態に合った被害者支援プログラムについては、その研究や実施に向けたハードルが依然として高いままであるため、同プログラムの実施及び改定は行っていない。 婦人相談所において一時保護中の母親に対する心理面接を行った。また、就学期の同伴児童については、児童相談所による支援を適宜行った。

重点目標別の評価
DV被害者とその子どもへの関わりや支援は、継続して行ってきましたが、心理的回復につながる汎用性の高いプログラムの開発や実施には至りませんでした。今後は、ケース毎の自立支援プログラムを策定しながら、回復と自立を同時に行うことができるよう努めて参ります。

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

重点目標(14) 子どもへの支援体制の整備・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備	県は市町に対し、妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者が、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を働きかけます。 また、県の配偶者暴力相談支援センターや関係機関は、住民票の記載がなされていない場合であっても、乳幼児の健診や予防接種が受けられることについて情報提供を行います。 《男女参画・県民協働課》〈健康増進課〉〈母子保健福祉課〉〈保健福祉事務所〉〈婦人相談所〉	DVや虐待の疑いのある家庭の子の健診が行われていないこともあり、地域における発見に努め、保健師等による家庭訪問などを行ってきた。
○ 子どもの就学・保育等の受入体制の整備	被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は、極めて重要です。 県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、市町の教育委員会や学校、福祉部局等の子どもの就学・保育等の関係機関に対し、被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう更なる受入体制整備を働きかけます。 今後も、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》〈学校教育課〉〈子ども未来課〉〈児童相談所〉	県関係部局及び市町の教育委員会等関係機関は、DV被害から逃れて移動した被害者の子どもが就学・保育がスムーズにできるよう取り組んできた。 また、被害者の個人情報を適切に管理するよう市町などに働きかけた。
○ 子どものからだと心への支援の充実	加害者や被害者とともに生活している(生活していた)子どもは、暴力を目撃しているだけではなく、直接暴力被害を受けるなど、複雑で深刻な影響を受けます。県の配偶者暴力相談支援センターは、児童虐待に関係する機関・団体である児童相談所及び市町要保護児童対策地域協議会や医療機関、学校などと連携して、心身のケア等適切な支援が実施できるよう体制の整備を推進し、併せて、児童虐待防止に関連した研修を実施し、関係機関の参加を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》〈母子保健福祉課〉〈学校教育課〉〈子ども未来課〉〈児童相談所〉	県の配偶者暴力相談支援センターは、児童相談所及び市町要保護児童対策地域協議会や医療機関などと連携して、子どもの心身のケアに努めた。 また、児童虐待防止等に関連した研修会を実施した。 ・児童虐待防止等に関連した研修会の実施：年1回
○ 子どもへの接近禁止命令への対応	被害者の子どもへの接近禁止命令の発令も可能であることから、県の配偶者暴力相談支援センターは、市町の教育委員会及び学校、保育所等に対し、制度の趣旨及び概要について周知に努めます。また、市町の教育委員会及び学校、保育所等に対し、被害者が子どもへの接近禁止命令が発令されたことを申し出た場合に適切な対応ができるよう体制の整備を働きかけます。 仮に、加害親が子どもへの接触を目的に学校へ訪れた場合には、速やかに警察へ通報します。また、加害者の親族による子への接触については、事前に学校職員と情報を共有し、被害者と協議します。 《男女参画・県民協働課》〈婦人相談所〉〈学校教育課〉〈子ども未来課〉〈母子保健福祉課〉〈児童相談所〉	学校関係者に対する保護命令制度の研修やDVを理由とした離婚・別居に対する対応等の研修も行った。 ・中学生向け予防教育事業(教職員対象)の実施：平成26年度26校、平成27年度18校、平成28年度19校、平成29年度15校
重点目標別の評価		
子どもに関わる職務関係者において、近年、面前DVの子どもの影響の理解とその支援のあり方について理解が進みました。引き続き、子どもの就学体制を整え、安全確保に努めて参ります。		

重点目標(15) 高齢者への支援体制の整備・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 高齢の被害者の安全確保策の推進	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センター及び市町地域包括支援センター、民間の高齢者施設は、高齢の被害者の安全確保のために、高齢者虐待防止法等関係法令の活用も含めて保護や見守りを推進し、併せて、高齢者虐待防止に関連した研修を実施して、関係機関の参加を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》〈長寿社会課〉	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センター及び市町地域包括支援センター、民間の高齢者施設は、高齢の被害者の安全確保のために、保護や見守りを推進した。 併せて、介護施設職員に対するDV研修を行った。 ・介護施設職員に対するDV研修の実施：平成27年度1回
重点目標別の評価		
配偶者間のDVは、やがて高齢者虐待になるケースもあり、中長期に亘る職務関係者の連携が重要であることの認識は浸透してきました。引き続き、関係機関による多職種連携を行い、ケース毎の柔軟な対応ができるよう努めて参ります。		

重点目標(16) 障害者への支援体制の整備・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 障害に配慮した支援及び情報提供等	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、障害者虐待防止法等関係法令の活用によって、安全の確保及び就労支援、並びに障害に配慮した情報提供に努めます。併せて、障害者虐待防止に関連した研修を実施して、関係機関の参加を働きかけます。 《男女参画・県民協働課》〈障害福祉課〉	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、安全の確保及び就労支援、並びに障害に配慮した情報提供に努めた。 また、障害を抱えた女性が被害者になりやすいことや支援の必要性について職務関係者に研修を行った。 ・介護施設職員に対するDV研修の実施：平成27年度1回
重点目標別の評価		
個々の障害に配慮した支援の必要性について、周知を行ってきましたが、今後は、さらに具体的支援経験を積むことができるよう、職務関係者の連携を深めて参ります。		

重点目標(17) 外国人への支援体制の整備・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 外国語による広報の推進	佐賀県DV総合対策センターでは、多言語によるDV防止リーフレットを作成・配布しており、また佐賀県国際交流協会では、外国人が日本で生活する上で必要な情報を掲載した佐賀県生活ガイドリーフレット(英語、中国語、韓国語)を作成・配布しています。 県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループと連携し、県内に在住する様々な国の被害者に対応するため、広報の充実を図ります。 《男女参画・県民協働課》〈国際交流課〉	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、外国人被害者を支援するDV被害者支援民間グループがないことから、外国人被害者への広報に至っていない。 ・DV防止リーフレット(多言語版)の配布
○ 通訳の充実による相談体制の整備	外国人の被害者からの相談等については、県の配偶者暴力相談支援センターでは通訳の手配をしてお対応していますが、市町等の相談機関でも様々な国の被害者の相談に迅速に対応できるよう、佐賀県国際交流協会や民間団体の協力を得て、整備充実に努めます。 また、DVに関する研修等の機会を相互に共有することで、外国人の被害者からの相談や問合せに適切に対応できるようにします。 《男女参画・県民協働課》〈母子保健福祉課〉〈国際交流課〉〈婦人相談所〉	外国人からの相談については、実際に相談を受けることは少なかったが、(公財)佐賀県国際交流協会と連携することにより、多言語の相談を受ける体制は整っている。
重点目標別の評価		
外国人の被害者からの相談対応や具体的支援を行ってきましたが、件数が少なかったこともあり、相談体制の充実までは図られませんでした。今後は、外国人居住者の増加が見込まれ、それに伴い相談件数の増加が予測されます。可能な限り、母国語による通訳者手配などの配慮に努めます。		

佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）の実施状況及び評価

目標3 啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

重点目標(18) 啓発の推進		
	具体的施策	実施状況
○ 広報や講演会等による啓発の推進	DV防止のためには、DVについて県民の理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成することが重要です。県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、多くの県民がDV問題に触れることができるよう、広報や講演会等で啓発活動を推進します。 《男女参画・県民協働課》	県関係部局及び佐賀県DV総合対策センターは、DVについて県民の理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成するため、11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせて、女性に対する暴力防止講演会を開催している。 ・情報誌『アバンセNOW』への記事掲載：年4回 ・女性に対する暴力防止講演会の開催：年1回 ・女性のための護身術講座の開催：年1回 ・DV防止啓発展示の実施：年1回（佐賀県庁県民ホール、アバンセ展示ギャラリー、佐賀大学） ・パープルライトアップの実施：平成29年度（佐賀県庁・アバンセ）
○ DV被害者支援民間グループとの協働による教育・啓発活動	佐賀県DV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループと協働して、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現へ向けた教育・啓発活動を展開します。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、国際ソロプチミスト佐賀有明と協働して、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現へ向けた教育・啓発活動を実施した。 ・デートDVに関するパンフレット配布活動の実施：年1回
重点目標別の評価		
これまで、男女間のあらゆる暴力の根絶を掲げて、県民に向けた啓発を行い、その理解の広がりを現場で実感しています。しかし、DV被害者にはその情報が十分に伝わっていないのが実情です。引き続き、幅広い層に対する啓発に努めて参ります。		

重点目標(19) DV未然防止教育等の推進・充実		
	具体的施策	実施状況
○ 大学等におけるDV未然防止教育の推進	佐賀県DV総合対策センターは、大学等におけるDV未然防止教育を推進します。中でも、医師や看護師、教職員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士など医療や教育に携わる専門職を養成する県内の大学や専門学校等の教育機関と連携して、これらの学生に対するDV未然防止教育を推進します。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、佐賀大学や西九州大学（こども学科）等でDV未然防止教育を実施した。 ・未然防止教育事業（大学）の実施：平成26年度2校、平成27年度2校、平成28年度1校、平成29年度2校
○ 高校におけるDV未然防止教育の推進	佐賀県DV総合対策センターは、デートDVといわれる交際相手からの暴力と将来のDVを防止するために、県教育委員会等と連携し、高校生に対し、相手を思いやり対等な関係を築くための教育を推進します。 《男女参画・県民協働課》〈学校教育課〉〈こども未来課〉	佐賀県DV総合対策センターは、県教育委員会と連携し、県内高校生に対してDV未然防止教育を実施した。 ・未然防止教育事業（高校）の実施：平成26年度8校、平成27年度11校、平成28年度13校、平成29年度12校
○ 中学校における性教育を含めたDV予防教育の推進	佐賀県DV総合対策センターは、10代の望まない妊娠を防止するために、中学生に対するより効果的な性教育が必要であることから、県教育委員会及び市町教育委員会等と連携し、専門家の協力を得ながら、自らの体と心を大事にする教育を推進します。教育内容として、発達段階に応じた体系的なプログラムと講演活動を並行して実施し、義務教育の最終段階である中学校において、性教育を含めたDV予防教育が県下全域に行き届くよう努めます。そのため、教育を実施できる人材の育成に取り組むとともに、講演活動等に使用するための、基本となる教材を開発します。 《男女参画・県民協働課》〈学校教育課〉〈こども未来課〉	佐賀県DV総合対策センターは、県教育委員会及び市町教育委員会等と連携し、助産師等の専門家の協力を得ながら、県内中学生に対してDV未然防止教育を実施した。 また、教育を実施できる人材育成のため、中学生向け予防教育等講師養成講座事業を実施した。 ・中学生向け予防教育事業の実施：平成26年度25校、平成27年度32校、平成28年度35校、平成29年度42校 ・中学生向け予防教育等講師養成講座事業の実施：平成26年度2回、平成27年度2回、平成28年度2回、平成29年度2回
○ 小学校におけるDV予防教育の推進	佐賀県DV総合対策センターは、学校や民間団体と協議しながら、小学生に対するDV予防教育を継続して実施します。の実施を検討します。また、DVを目撃した子どもの支援、性被害予防などについて、関係する機関と連携しながらDV未然防止の取組の推進に努めます。 《男女参画・県民協働課》〈学校教育課〉	佐賀県DV総合対策センターは、市町教育委員会等と連携し、小学生に対するDV予防教育を実施した。 ・小学生向け予防教育事業の実施：平成26年度10校、平成27年度10校、平成28年度10校、平成29年度10校
○ DV防止教育の講師派遣の推進	佐賀県DV総合対策センターは、望まない妊娠やデートDVを防止するため、DV未然防止のための教育に関する講演会等への講師派遣を推進します。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、これまでDV未然防止のための教育に関する講演会等への講師派遣を推進してきた。 ・中学生向け予防教育事業（外部講師）の実施：平成26年度延34回、平成27年度延41回、平成28年度延42回、平成29年度延50回
重点目標別の評価		
将来のDVを未然に防止するため、佐賀県DV総合対策センターは、若年層に対する予防啓発に取り組んできました。その実施実績は全国的に高く評価され、未然防止教育の定着を図ってきました。引き続き、この取組を継続するとともに、実施対象者を広げるために新たなプログラム開発や実施に向けた取組を進めて参ります。		

重点目標(20) 加害者からの相談対応、加害者更生プログラム等の研究についての検討		
	具体的施策	実施状況
○ 加害者からの相談対応について	被害者を探索する目的以外の加害者からの相談を受けることは、被害者の安全につながる可能性があります。加害者に対しては、佐賀県立男女共同参画センターで行っている男性相談等を紹介し、また、相談員は、加害者からの相談事例の検討や分析等を通じて相談対応の技術を向上させる必要があります。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、男性総合相談を実施し、加害者からの相談にも対応した。 ・男性総合相談の実施：月3回（電話による相談） ・DV関係機関相談員向け研修の実施：平成26年度5回、平成27年度5回、平成28年度5回、平成29年度5回
○ 加害者更生プログラム等の研究についての検討	佐賀県DV総合対策センターは、加害者からの相談への対応や加害者に対する働きかけの方法、加害者の心理などを研究し、効果的な加害者更生プログラム等の開発につながる調査・研究を行うことを検討します。これらのプログラムは、被害者とその子どもの安全と心のケアを主眼に置くものであり、具体的な実施については、国の動向を踏まえ検討します。 《男女参画・県民協働課》	佐賀県DV総合対策センターは、加害者更生プログラム等の研究について、国との意見交換をするなど、国の動向に注視してきた。
重点目標別の評価		
加害者対策については、探索目的の加害者の窓口対応を中心に研修を行うなど、まず被害者の安全確保に努める取組を行ってきました。また、DV加害者の相談もこれまで受けてきました。最近では、DV加害者更生プログラムに対する期待や実施の機運が高まってきています。国の動向を踏まえ、加害者更生プログラムの開発等、佐賀県における取組を進めて参ります。		